

平成 26 年度

学校運営方針

京都市立西院小学校

子どもが光り輝く学校を目指して

京都市立西院小学校

1. 学校教育目標

『自分のよさを磨き、一人一人が光り輝く子どもの育成』

～人権という価値観の確かな定着を目指して～

子ども達一人一人の「個」が大切にされた教育、すなわち、一人一人の人権が尊重された中で、生き生きとした教育活動が行える。全ての子どもにとって、学校は心の居場所である。安心して自己実現、言い換えれば、「なりたい自分の実現」ができる場である。子どもが光り輝く学校を目指す。

本来、子どもは、多様な力をもっているが、自分の「よさや可能性」を見いだせない子どもも多く見ることができる。こうした子どもの「よさや可能性」を見出し、指導者である教職員が、子どもを磨く（褒めて育てる）ことが重要である。

子どもには、21世紀の社会を生き抜く「生きる力」を必要とする。そのため、「知・徳・体」の調和のとれた、三つの力を育まねばならない。

「知」つまり「確かな学力」であり、しっかりととした知識と技能を身につけることである。さらに、「自ら学ぶ力」「自ら考える力」そして、「豊かに表現し、行動する力」を育まねばならない。

「徳」つまり「豊かな心」であり、社会で生きていく上で必要な道徳心と道徳的実践力を身につけることである。豊かな人間関係とコミュニケーション能力を身につけ、集団規律を守り、しっかりした社会生活を送っていくための基盤づくりが必要である。

「体」つまり「健やかな体」であり、心身の健康が第一である。さまざまな活動をするためには十分な体力と健全な心身の育成を図らなければならない。少々のことではなくじけない「逞しい子ども」の育成が重要である。

以上の三つの力を有機的に育成していくことが、「将来生きて働く力」につながるのである。

2. 目指す学校像

子どもを通わせたいと思える学校

3. めざす子ども像 *自ら進んで学習する子

*自分も友だちも大切にする子

*身も心も大切にする子

4. 目指す子ども像の実現に向けて

○ 自ら進んで学習する子

「やるべきことは やりきらせる」という教職員の指導力の向上を図ったうえで、以下の取組を推進する。

- ・普通授業の充実 热心な教材研究の風土・自主研究発表会・校内授業研究会・自主的授業研究活動・観察授業・教科主任による提案授業・若手教員の勉強会・学校訪問の積極的な受け入れ・専科指導・習熟度別指導など
- ・課外学習の活用 放課後の徹底した補充指導（がってんタイム）など

(その日のうちに学校で指導しきる)

- ・指導と評価の一体化 全国学力・学習状況調査、ジョイントプログラム、プレジョイントプログラムの結果と補助簿や通知票などの評価との連動
- ・教育課程の確実な実施 （1時間1時間の指導の充実を図る）
- ・朝の時間や帯タイムを活用した学習 朝読書・トライタイムを活かした取組
- ・長期休業中の活用 補充学習の充実（ジョイントプログラム等）
- ・放課後まなび教室との連動 自学、自習の習慣形成（的確な指示と連絡）
- ・家庭学習の充実 宿題や予定表の宿題チェック欄・週末プリント
- ・小中一貫の取組 行事交流や連携した授業の充実

○ 自分も友だちも大切にする子

豊かな感性が息づく学校（学級）づくりを推進し、全ての教育活動を通じて人権文化が満ち溢れた学校（学級）を創出する。

- ・普通授業の充実 人権尊重の観点から価値につながる学習内容の意識化を図る
- ・道徳教育の充実 しなやかな道徳教育と人権教育との融合を図る（道徳教育推進教員）

- ・実態把握の徹底 各種研修会にて配慮が必要な子どもの把握を徹底する（生活実態調査）
- ・本校独自の人権教育の充実 「ソーシャルスキル学習」を通じて、普通学級に在籍する支援を必要とする児童を含め、全ての児童の生き方を高める人権についての学習を推進し、自己実現を目指した取組の充実を図る

○ 身も心も大切にする子

一人一人の子どもが自分のもつよさを発見し、かけがえのない自分に気づく中で、身も心も大切にする子、言い換えれば、自己肯定感をもち、自分に自信がもてる子どもを育成することを推進する。

- ・心と体の安定と技能の習得 体育科・家庭科・特別活動（行事・クラブ・委員会）や体力の向上に関する指導（キラキラタイムなど）を通しての取組及び、防災安全部・健康教育部・食育・給食調理・性教育・保健行事（検診・発育測定・すこやか教室）避難訓練・非行防止教室・交通安全教室・ケイタイ教室・フッ化物洗口・歯磨き指導・健康の日・生活点検・生活リズム教室・学校保健委員会などを通しての取組
- ・総合的な学習の時間の充実 地域を見つめ・貢献できる意識を育て、キャリア発達を促す。

5. 目指す教職員像

子どもに身近な教育環境としての教職員

教職員は常に子どもにとって身近な教育環境としての意識をもち、丁寧な言語環境に努め、笑顔あふれる教職員・子どもの見本となる言動・地域や保護者への丁寧な対応に努めることが大切である。

6. 教育環境向上のための意識として

- ・小さな見逃しが全体の崩壊につながる

【ハインリッヒの法則】細かなトラブルでも、子どもに耳を傾け、その日のうちに解決する
「見逃しのない教育」「先送りの教育をしない」

1 : 2 9 : 3 0 0 1件の大きな事故・災害の裏には、29件の軽微な事故・災害、そして、300件のヒヤリ・ハット（事故に至らなかったもののヒヤリとした、ハットした事例がある）とされる法則

【割れ窓理論】物的環境美化に心がけ、清掃・トイレスリッパ整頓などおざなりにしない

治安が悪化するまでに、次の経過をたどる

- 1 建物の窓が壊れているのを放置すると、それが「誰も当該地域に対し関心をもっていない」というサインになり、犯罪をおこしやすい環境を作り出す。
- 2 ゴミのポイ捨てなどの軽犯罪が起きるようになる。
- 3 住民のモラルが低下して、地域の振興、安全確保に協力しなくなる。それが、さらに環境を悪化させる。
- 4 凶悪な犯罪を含めた犯罪が多発するようになる。

7. 学校づくり全体構想図(P・D・C・A サイクルを活かして)

